

北海道幕別清陵高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめに対する考え方

(1) 基本理念

この基本方針は、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものであるとの認識に立ち、いじめの未然防止と自ら問題を解決しようとする力を育みながら、いじめの早期発見及びいじめの早期解消等いじめへの対処のための方策についての方針を定めたものである。

幕別清陵高等学校では、この基本方針のもと、全教職員が「いじめは絶対に許さない」という姿勢を持ち、学校の教育活動全体を通して、いじめの根絶を図っていく。

(2) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している生徒との一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの内容

＊ いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、いたずらされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

＊ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても見えない所で被害が発生している場合があるため背景を調査する。

(4) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たって、次の点に留意する。

- ・ いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ・ いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振舞いを反映した問題であり、家庭環境や対人問題など、多様な背景から、様々な問題が起こり得る。
- ・ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属団体の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・ いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。

そのため、一人一人を大切にしたい分、分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団作りが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為がやんでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の

苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(6) 北海道幕別清陵高等学校 いじめ対策・相談支援委員会

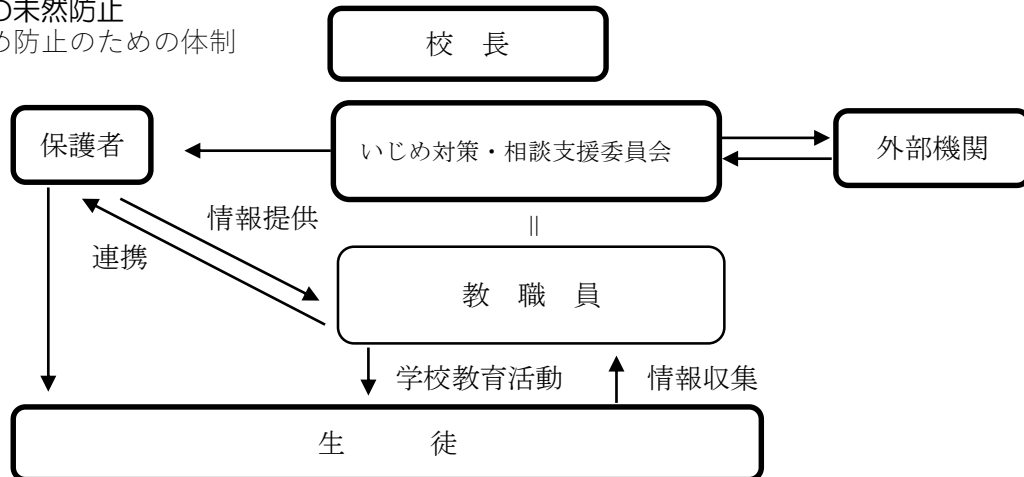
ア 構成員 教頭、生徒指導部長、教務部長、養護教諭（特別支援教育コーディネーター）、各学年教諭1名、該当担任、該当部活動顧問、スクールカウンセラー（必要に応じて参集）

イ 役割 年度当初：いじめ基本方針の確認、いじめ防止策・早期発見策の確認
いじめが発生した場合の対応方針の確認

通 年：いじめが発生した場合の対応策の協議
いじめアンケートの集約結果の分析

2 いじめの未然防止

(1) いじめ防止のための体制



(2) いじめ防止のための具体策

ア 学校経営上求められること

- ・ 校長は、全教職員の協力のもと保護者や地域、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめ未然防止及び早期発見に努めるとともに、いじめやいじめと思われる事案が発生した場合には、早期解消のため適切かつ迅速に対処する責務をもつ。
- ・ 校内で起こったことはクラス、部活動などに限定することなく、全体的な取り組みとしていく。
- ・ 安心・安全な学校作りのため、スクールカウンセラーの常駐を含めた十分な人的保証や必要な予算措置等を関係機関に対して要請する。

イ 全教職員に求められること

- ・ 憲法や子どもの権利条約に基づく、生徒一人ひとりを尊重する意識を持つ。
- ・ すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを意識する。（過度なストレスをなくしていく。）
- ・ 何かが起きてからの対処療法ではなく、日常の学校生活において「いじめ」につながる芽を見逃さないように、職員相互のコミュニケーションをはかる。
- ・ 生徒の些細な変化に気づき、情報を共有し、協働する意識をもつ。
- ・ 生徒の状況に応じた相談や支援体制を整え、生徒の学校生活をサポートする。

ウ 教科担任に求められること

- ・ 学習が過度なストレスにならないように、わかる授業を作る。
- ・ 基礎学力の向上をはかり、学力に起因する自己否定や他者へのからかいを防ぐ。

エ HR担任に求められること

- ・ HRの中で人間関係を把握するための観察や面談を強化する。
- ・ いろいろな機会に自己肯定感を持つことができるような取り組みを提起する。
- ・ 生徒が自律的な活動ができるような環境を整える。

オ 養護教諭に求められること

- ・ 体の変調は心の変調ととらえ、情報を共有して、変調の原因究明に努める。
- ・ 精神的、肉体的ストレスの耐性をつけるための情報発信を工夫する。

カ 保護者との連携及びその責務

- ・ 保護者は必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを生徒に身に付けさせるなどの適切な対応をとれるよう務める。

3 いじめの早期発見について

(1) いじめの早期発見のための措置

- ア 生徒対象のいじめアンケート調査を年2回実施する（6月、11月）。
- イ 年度当初（4月～5月）に全員面談を行い、生徒の悩みや人間関係等、聞き取りを行うとともに、相談体制を周知する。
- ウ 教育相談週間を年3回実施する。（4～5月、7～8月、2～3月）
- エ 日常的に教員と生徒の信頼関係構築を図るとともに、教員間の情報共有を緊密にする。
- オ 保護者との連携を密にし、情報の共有を図る。
- カ スクールカウンセラー等を活用し、相談体制の整備を行う。

(2) インターネット環境におけるいじめの早期発見

- ア 外部機関のネットパトロールとともに、本校独自のネットパトロールを定期的（毎週1回）に行い、生徒のネット利用について注視する。
- イ 定期的にネットモラルの在り方を考えさせることにより生徒の問題意識を高め、生徒からの情報提供があった場合は迅速に対応する。
- ウ 生徒に情報の正しく安全な活用や適切な判断や行動を身に付けさせるための情報モラル教育を学校全体で取り組む。

4 いじめ対応の流れ

(1) いじめ・いじめと思われる事案に対する措置

- ア いじめに係わる相談を受けた場合やいじめが起きているとの情報があった場合、速やかに関係者から情報を収集し、客観的な事実の確認を行うとともに、まずは学年で情報共有の上、対応する。学年は被害生徒保護者と連絡を取り、状況と対応について説明する。
- イ 加害生徒との面談を実施し、被害生徒がいじめとして問題を感じていることを知らせ、いじめをやめるよう指導するとともに加害者意識を持たせ、成長のための支援を行う。また、事実関係の確認後、速やかな対応が必要と判断された場合や、重大事案と認められる場合については、対応レベルを(2)へ引き上げる。

(2) 速やかな対応が必要な場合や、重大事案が発生した場合の対応

- ア 学年指導でも改善が見られない場合や特別指導が必要と思われる場合は「いじめ対策・相談支援委員会」が対応する（生徒指導部との連携含む）。当該生徒（被害・加害）と面談し、継続した指導を実施する。
- イ 重大事案とは、次に掲げる(ア)(イ)の場合をいう。
 - (ア) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (イ) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 重大事案の被害生徒に対しては、十分な支援を行うとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を提供し、学校を所轄する北海道教育委員会に報告する。

(3) いじめの解消は、少なくとも3ヶ月いじめが止んでいることを基準とし、より長期の場合もあることを考慮する。

5 外部機関との連携

- (1) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。
- (2) 生徒や保護者に対して、外部相談機関の存在を周知するなど相談体制の充実を図る。
- (3) 警察との連携が必要な事案に関しては、相談や通報を行う。

6 その他

(1) 学校評価への位置づけ

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの早期発見や防止するための取り組みに関することを、学校評価アンケートや関係者評価（本校生徒・保護者・評議員）の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

(2) いじめ基本方針の見直しの検討

いじめの防止等に関する施策や学校の取組、重大事態への対処等、基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、国の基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しなどを行う。

(3) 年間計画

前期	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	授業参観後、保護者個人面談（家庭での様子の把握等：HR 担任） ※宿泊研修	授業参観後、保護者個人面談（家庭での様子の把握等：HR 担任）	授業参観後、保護者個人面談（家庭での様子の把握等：HR 担任）	・いじめ対策・相談支援委員会（以降、通年月 1 回開催） ・（年間計画確認等） ・（いじめ防止基本方針の HP 更新）
4 月～5 月	面談週間 生徒個人面談（学校生活の様子の把握等：HR 担任）	面談週間 生徒個人面談（学校生活の様子の把握等：HR 担任）	面談週間 生徒個人面談（学校生活の様子の把握等：HR 担任）	
5 月	教育相談	教育相談	教育相談	
6 月	いじめ把握アンケート調査	いじめ把握アンケート調査	いじめ把握アンケート調査	・（アンケート結果分析等）
7 月	※学校祭	※学校祭	※学校祭	
8 月	三者面談（家庭での様子の把握等）・教育相談	三者面談（家庭での様子の把握等）・教育相談	三者面談（家庭での様子の把握等）・教育相談	
9 月				・（中間反省）
後期	1 年	2 年	3 年	学校全体
10 月		※見学旅行		・（アンケート結果分析等） ・（学校評価アンケート結果分析等）
11 月	いじめ把握アンケート調査	いじめ把握アンケート調査	いじめ把握アンケート調査	
12 月	学校評価アンケート実施	学校評価アンケート実施	学校評価アンケート実施	
1 月				・（年間の取り組みの検証と次年度計画の作成）
2 月	いじめ・学校生活アンケート（本校版）実施 セルフプレゼンテーション	いじめ・学校生活アンケート（本校版）実施 セルフプレゼンテーション		
3 月	教育相談	教育相談		

※ 生徒の友人関係、集団づくり、社会性育成などを目的とした取組